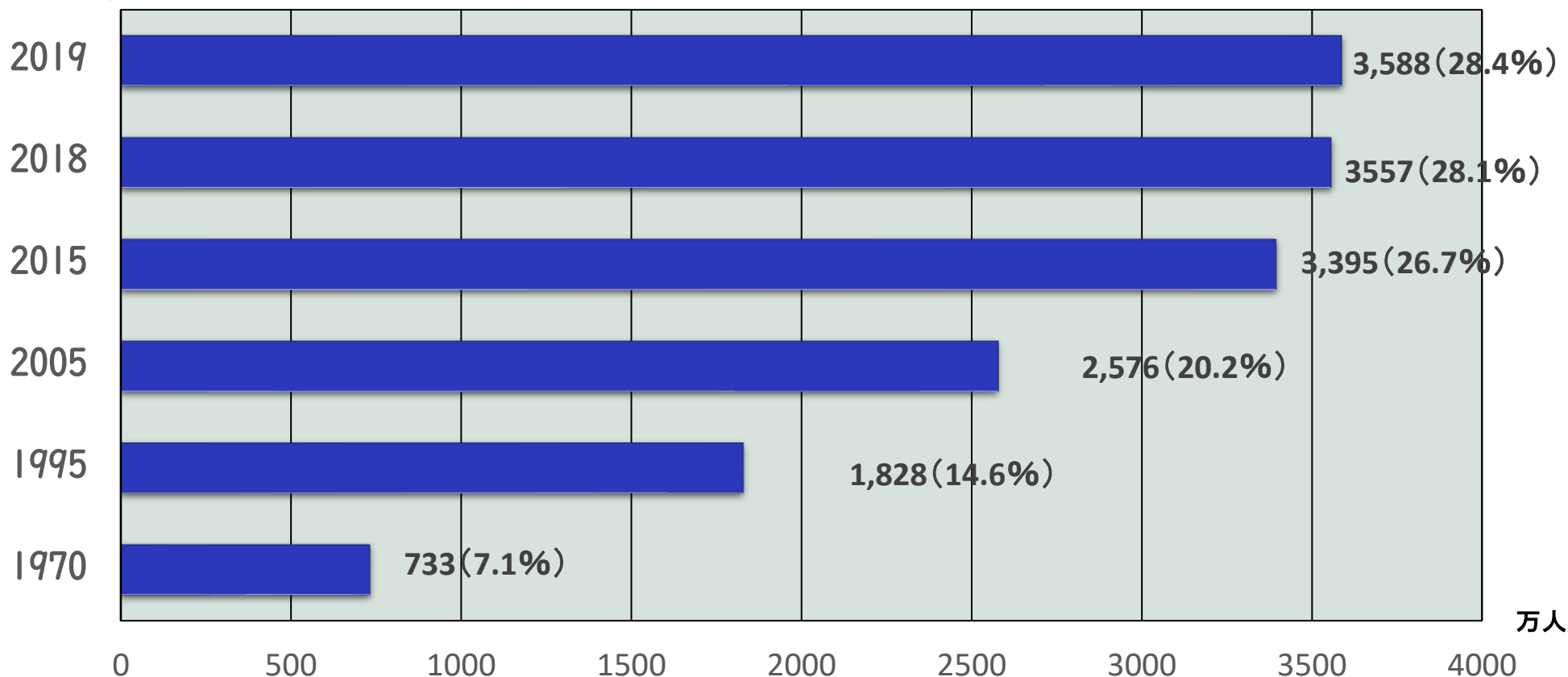


# 統計資料から見た高齢化と 遺言書作成の状況

# 1. 高齢者の人口推移

我が国の総人口（2019年9月15日現在推計12,617万人）は、前年に比べ26万人減少している一方、65歳以上の高齢者（以下「高齢者」といいます。）人口は、3588万人と、前年（3556万人）に比べ32万人増加し、過去最多となりました。（4人に1人が高齢者）

参考：総務省統計局 高齢者（65歳以上）人口及び割合の推移



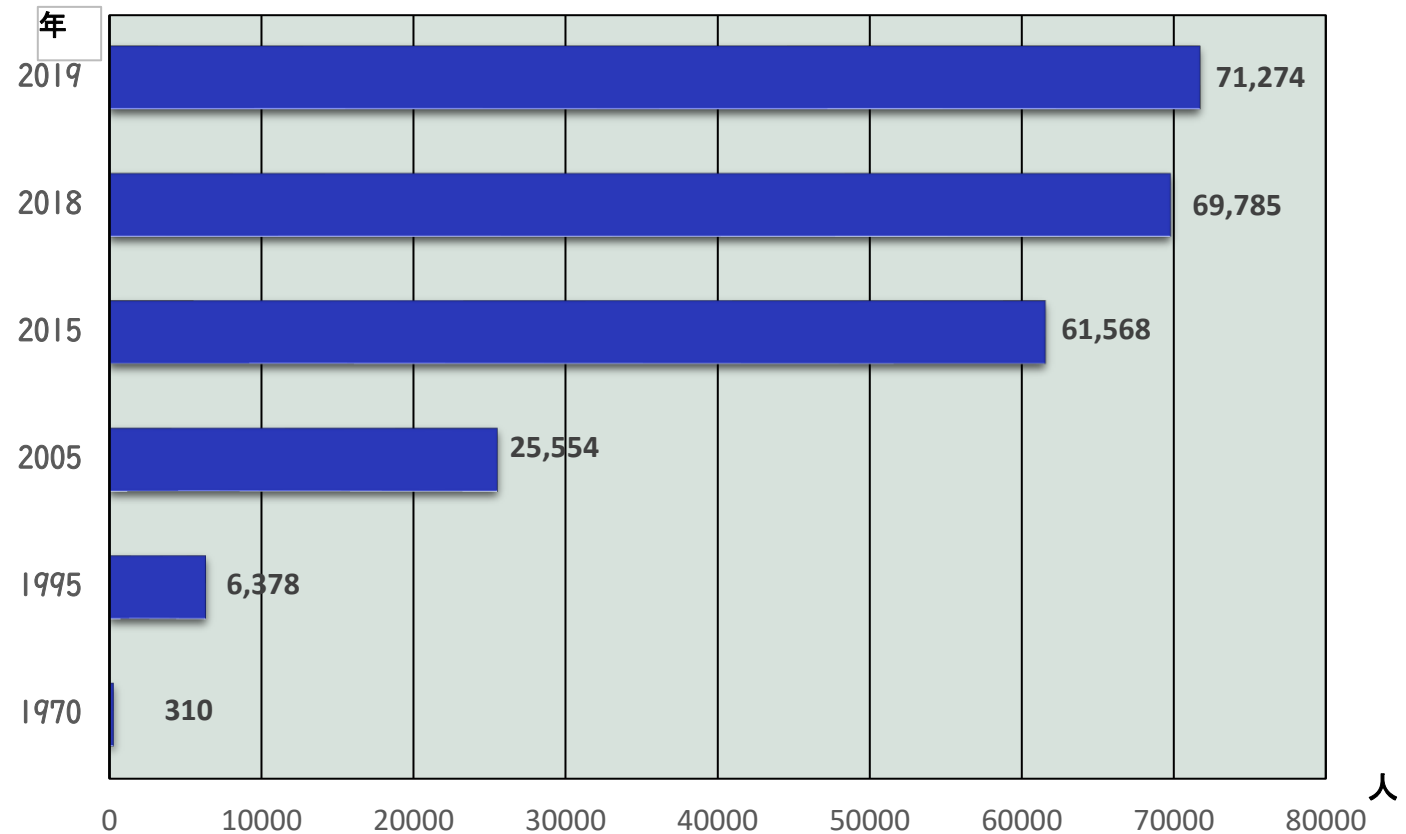
## 2. 百歳以上の高齢者人口推移

厚生労働省は、全国で100歳以上の高齢者が7万1274人に上ると発表した。

2018年から1453人増え、49年連続で過去最高を更新。**初めて7万人を突破した。**

医療技術の進歩などが背景にあるが、高齢者の増加は社会保障の給付と負担の見直しを政府に強く迫る。

参考：厚生労働省 令和元年度 百歳以上高年齢者について



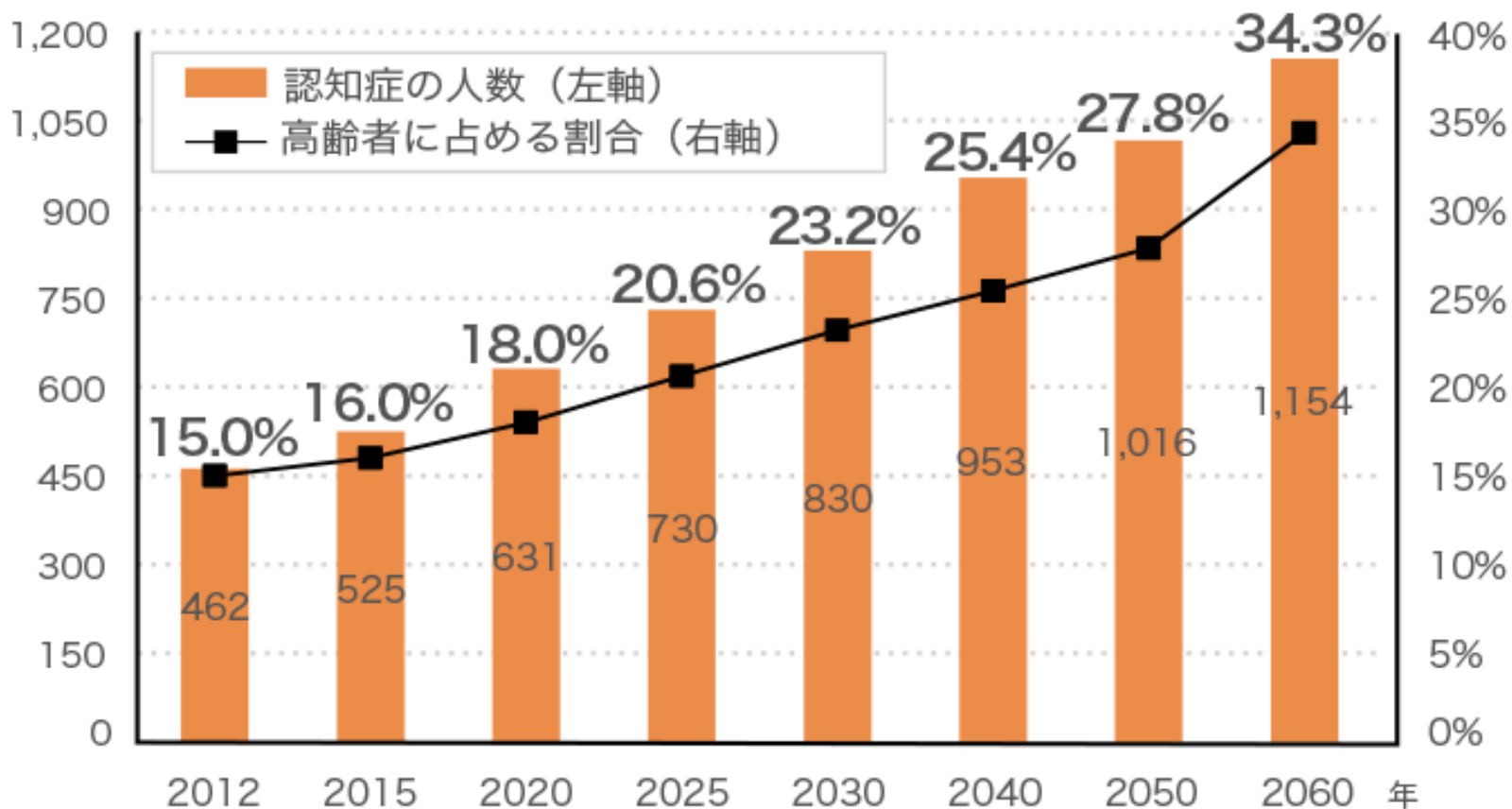
### 3. 日本における認知症の人の将来推計



2012年時点で65歳以上の高齢者のうち認知症を発症している人は推計15%で、約462万人に上ることが厚生労働省研究班の調査で明らかになっています。

そして、その数が**2025年には730万人へ増加し、65歳以上の5人に1人が認知症を発症する**と推計されています。

(万人)

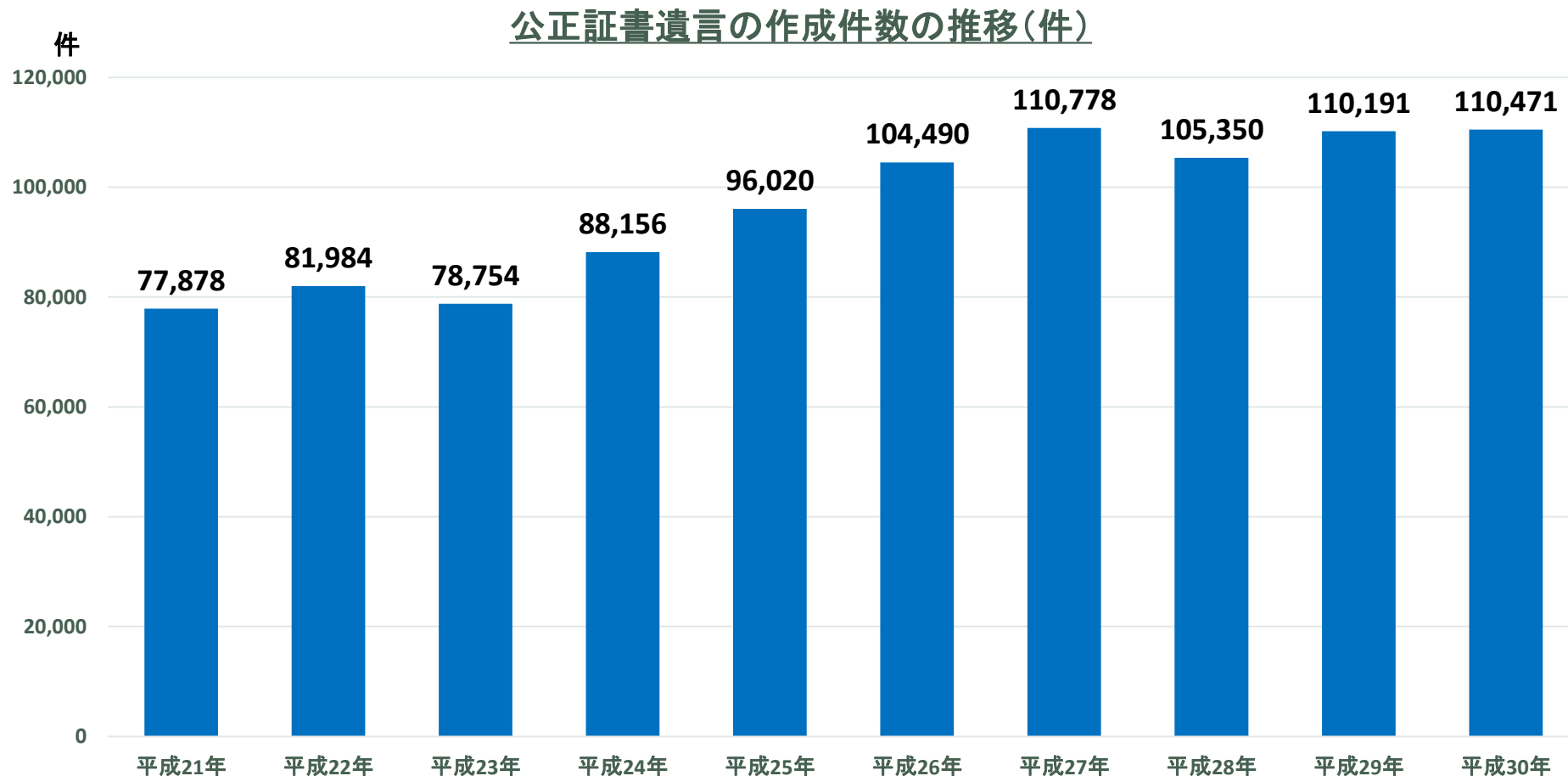


※各年齢の認知症有病率が上昇する場合の将来推計

出典: 認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～の概要(厚生労働省)を基に作成

## 4. 公正証書遺言の作成件数

平成30年の公正証書作成件数は、110,471となり、過去10年間（H21～H30）で、約1.4倍となっている。

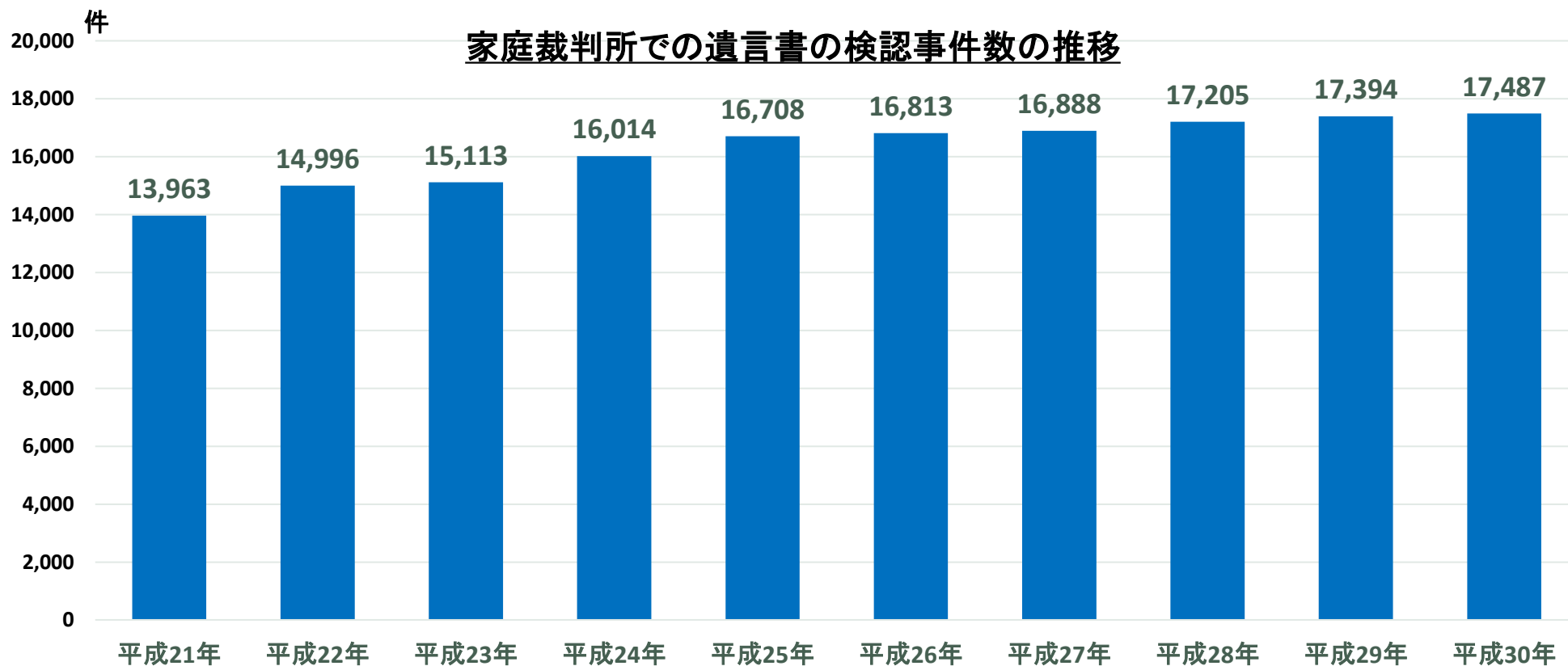


引用: 日本公証人連合会ホームページ

## 5. 家庭裁判所での遺言書の検認事件数

自筆証書遺言は個人で自由に作成することができますので年間に何通作成されているかの統計はありません。ただし、自筆証書遺言を見つけた相続人はその遺言書を家庭裁判所に提出して検認手続きを受けなければならないとされています。

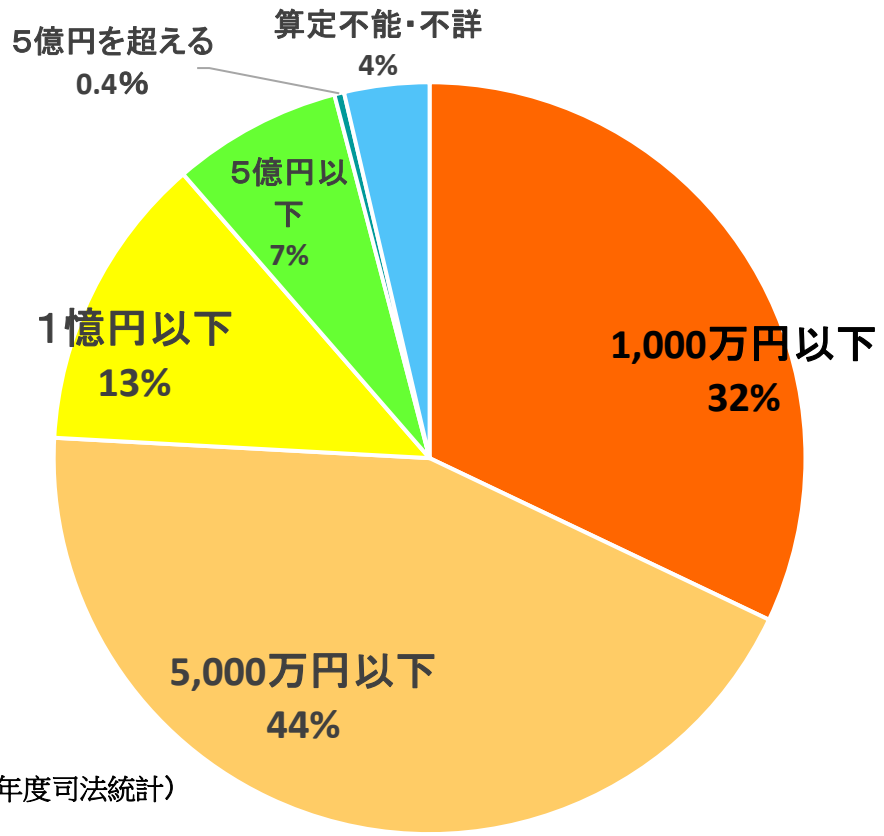
家庭裁判所での遺言書の検認事件数は、17,487件で過去10年間で約1.25倍となっている。(公正証書遺言の約6分の1)



## 6. 平成27年度遺産分割事件（価格別）のうち認容・調停成立件数

平成27年度の遺産分割事件のうち土地、建物、現金、動産等を対象とした価格別の家庭裁判所の遺産分割事件の件数をみると、1000万円以下の遺産分割事件が32%を占めており、財産が少ないからこそ、その財産をどう分けるかは難しくなってきます。

遺産分割事件（遺産の価格別）件数



(引用：平成27年度司法統計)